

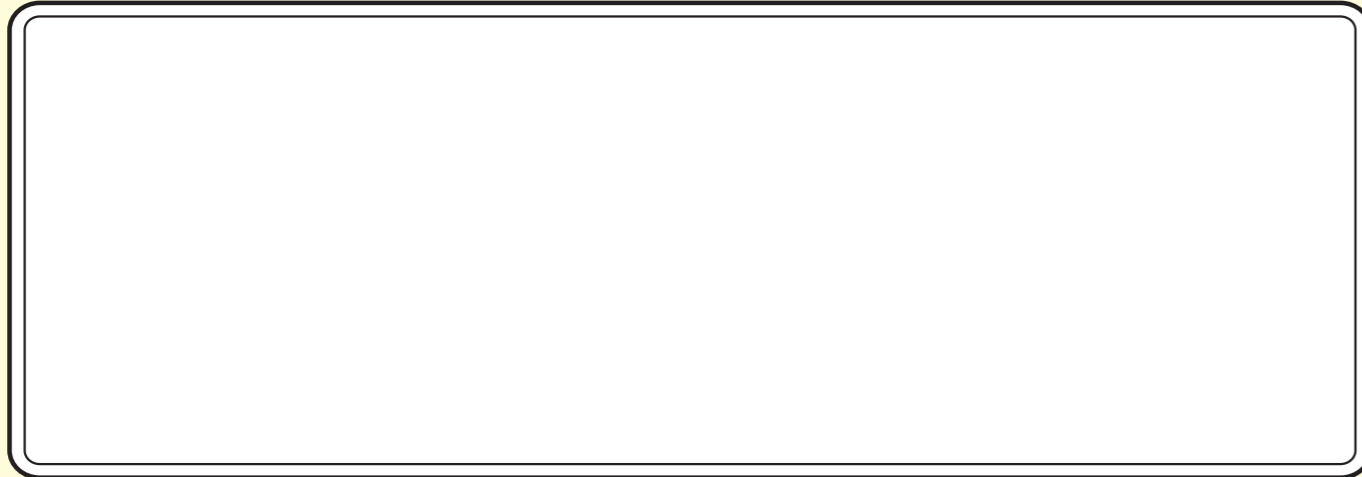
こま 悩  
困っていたり、悩んでいた  
しん ぱい  
心配ごとがあれば

あなたが住まいの市町村の  
「障がい者虐待防止センター」に相談してください。

- あなたの秘密は守られます。安心して相談してください。
- あなたの生命や、身体安全などに危険がおよび、緊急な対応が必要と判断した場合、あなたを保護することがあります。



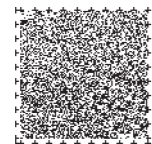
市町村の相談・通報・届出窓口  
【市町村障がい者虐待防止センター】



府の相談・通報・届出窓口（使用者による虐待）  
大阪府障がい者権利擁護センター（大阪府福祉部障がい福祉室）  
〒540-8570 大阪市中央区大手前3丁目2番12号  
TEL06-6944-6615（開庁日：平日9時～18時、年末年始除く）  
FAX06-6944-6615（内容確認は開庁時）

【HP】「障がい者虐待防止法の施行について」  
（大阪府のホームページで「障がい者虐待防止法」と検索してください。）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/gyakutaibousihou1.html>  
このリーフレットの内容は、厚生労働省「市町村・都道府県における障がい者虐待の防止と対応」より一部引用しています。



「障がい者虐待を防ぎましょう。～みんなが安心して暮らせる社会に～」

少し勇気を出して、  
相談してみませんか。



平成24年10月1日に障がい者虐待防止法（正式名称：「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」）が施行されました。

この法律は、障がい者の尊厳を守り、虐待を防ぐための法律です。困っていたり、悩んでいた、心配ごとがあれば、ぜひ相談してください。

大阪府障がい者権利擁護センター  
（大阪府福祉部障がい福祉室）

